

モード	行政処分等の年月日	局コード	事業者の氏名又は名称 及び代表者名	フリガナ	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	処分件数	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4	20251203	6	有限会社美山観光バス (法人番号 7210002007395)代表 者 川勝 正人	ユウゲンガイシャミヤマカ ンコウバス	京都府南丹市美山町鶴ヶ 岡橋戸20番地1	本社営業所	京都府南丹市美山町鶴ヶ 岡橋戸20番地1	文書警告(処分日車数 40日車のため、一般貸 切旅客自動車運送事業 者に対する行政処分等 の基準3. (6)による)	1	道路運送法第27条第3 項	令和7年10月23日、法令違反の疑いを端緒とし て監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点 呼の実施義務違反(未実施)【旅客自動車運送事 業運輸規則第24条第1項、第2項、第3項)	4	4
4	20251215	6	有限会社CONER(法 人番号 4140002060371)代表 者 岡田 徹	ユウゲンガイシャコナー	兵庫県西宮市西宮浜1-22	大阪営業所	大阪府大阪市大正区小林 西1-9-5	文書警告	1	道路運送法第27条第3 項	令和7年5月12日及び同年8月4日、死亡事故を 引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の 違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業運 輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自 動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る 基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)の 遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条 第1項)	0	0